2017.6.14 更新

香南市空き家バンク Q&A

～空き家を借りたい・買いたい人編～

Q１：空き家バンク利用者の対象はどのような人ですか？

Ａ：香南市に移住定住を希望し、地域住民と協調して生活を行い、地域の活性化に努めていただける方が対象となります。必要書類を提出後、審査を経て利用登録を決定します。

Q2：空き家バンクの利用登録期間は何年ですか？

Ａ：利用登録期間は、登録した日から３年です。なお、期間満了後は、再登録も可能です。

Q3：空き家バンク登録するには、登録料、仲介手数料などの費用はかかりますか？

Ａ：空き家バンクへの登録は無料です。ただし、賃貸・売買契約の段階で法律により定められた不動産仲介手数料が担当不動産業者に対して必要になります。

Q4：空き家バンク利用登録するにはどんな提出物が必要ですか？

Ａ：「空き家バンク利用登録申込書（様式第７号）」と住民票の写し（同居者全員）及び誓約書を提出していただきます。

Q5：直接交渉したいので、空き家の所有者を教えてほしいのですが？

Ａ：空き家の所有者情報は、空き家バンクに利用登録した人以外にはお教えできません。

Q6：田や畑も空き家と一緒に借りることが可能ですか？

Ａ：空き家の敷地内にある家庭菜園等は使用可能です。それ以外の田や畑の賃借等は農地法で制限される場合があります。

Q7：週末だけ農作業をするために空き家を借りたいのですが、空き家バンク制度を利用できますか？

Ａ：ご利用いただけません。香南市空き家バンクは、香南市への定住促進を目的としています。空き家に入居し、その地域に住んでいただくことが前提となります。

Q8：気に入った空き家物件にはすぐ住めますか？

Ａ：家財の撤去や補修などが必要な建物もあります。それぞれの物件で条件が異なりますので、空き家の所有者または担当不動産業者にご確認ください。

Q9：物件の 詳細確認・交渉をする手続きは？

Ａ：ホームページ等で閲覧した物件の中で、 具体的に確認・交渉をしたい物件があった場合 、「空き家バンク物件交渉申込書（様式第１２号）」を市に提出していただきます。この申請に基づき、市が空き家バンクの登録者（所有者）と空き家利用希望者（移住希望者）の日程調整を行い、物件見学を行います。以後の交渉については、担当不動産業者の仲介により行う流れとなります。交渉や契約に関しては、市は介入いたしません。